

兵庫県公報

令和7年12月19日 金曜日 第679号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（水産漁港課）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	2
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	18
○ 同 上（同）	20
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	22
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	23
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（都市計画課）	23
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	24
○ 指定公金事務取扱者の変更（教育委員会事務局財務課）	24

公 告

○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請（用地課）	24
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	25
○ 同 上（同）	26
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	27

病院局公告

○ 入札公告	27
○ 同 上	31

告 示

兵庫県告示第1121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

山下土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

監 事

堂 安 信 義

姫路市林田町山田822番地

同

段 惠 三

同 市林田町山田387番地

**兵庫県告示第1122号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

戸原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 岡 健 一	宍粟市山崎町川戸1371番地2
同	竹 添 禮一郎	同 市山崎町川戸1418番地
同	中 筋 啓 介	同 市山崎町宇原500番地禮禮禮
同	志 水 昭 美	同 市山崎町宇原1201番地
同	中 井 正 康	同 市山崎町宇原188番地
監 事	永 井 健 介	同 市山崎町川戸640番地
同	竹 内 晃	同 市山崎町宇原489番地
同	西 脇 健 介	同 市山崎町下宇原112番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 下 敏 明	宍粟市山崎町川戸1362番地
同	竹 添 禮一郎	同 市山崎町川戸1418番地
同	中 筋 啓 介	同 市山崎町宇原500番地
同	志 水 昭 美	同 市山崎町宇原1201番地
同	西 脇 敏 文	同 市山崎町宇原598番地
監 事	永 井 健 介	同 市山崎町川戸640番地
同	西明寺 正 己	同 市山崎町宇原1188番地1
同	橋 本 研 造	同 市山崎町下宇原11番地

**兵庫県告示第1123号**

かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における数量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
かたくちいわし瀬戸内海系群	兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業	令和7管理年度①（令和7年1月1日から同年12月31日まで）48,000トンの内数 令和7管理年度②（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）48,000トンの内数

**兵庫県告示第1124号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、その許可

又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

区域番号 区域名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総ト ン数	漁業者の 数	漁業を営む 者の資格
1 武庫川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の1	2月1日から 4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
2 鳴尾川	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	同上
3 削除	削除	別記1の3	削除	削除	削除	削除	削除
4 福田川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の4	2月1日から 4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
5 削除	削除	別記1の5	削除	削除	削除	削除	削除
6 明石川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の6	2月1日から 4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
7 谷八木川	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	同上
8 削除	削除	別記1の8	削除	削除	削除	削除	削除
9 瀬戸川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の9	2月1日から 4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
10 喜瀬川	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上
11 別府川	同上	別記1の11	同上	同上	同上	同上	同上
12 削除	削除	別記1の12	削除	削除	削除	削除	削除
13 泊川	うなぎ稚魚 漁業	別記1の13	2月1日から 4月30日まで	—	—	定めなし	別記2の1
14 加古川①	同上	別記1の14	同上	同上	同上	同上	別記2の2
15 加古川②	同上	別記1の15	同上	同上	同上	同上	別記2の3
16 堀川	同上	別記1の16	同上	同上	同上	同上	別記2の1
17 大木曾水路	同上	別記1の17	同上	同上	同上	同上	同上
18 法華山谷川	同上	別記1の18	同上	同上	同上	同上	同上
19 鹿島川 (松村川)	同上	別記1の19	同上	同上	同上	同上	同上
20 天川	同上	別記1の20	同上	同上	同上	同上	同上
21 市川	同上	別記1の21	同上	同上	同上	同上	同上
22 船場川	同上	別記1の22	同上	同上	同上	同上	同上
23 夢前川	同上	別記1の23	同上	同上	同上	同上	同上

24	揖保川	同上	別記1の24	同上	同上	同上	同上	同上
25	富島川	同上	別記1の25	同上	同上	同上	同上	同上
26	加里屋川	同上	別記1の26	同上	同上	同上	同上	同上
27	洲本市	同上	別記1の27	同上	同上	同上	同上	別記2の4
28	淡路市	同上	別記1の28	同上	同上	同上	同上	別記2の5
29	南あわじ市	同上	別記1の29	同上	同上	同上	同上	別記2の6
30	中村川	同上	別記1の30	同上	同上	同上	同上	別記2の1
31	汐入川	同上	別記1の31	同上	同上	同上	同上	同上
32	芋谷川	同上	別記1の32	同上	同上	同上	同上	同上
33	天和雨水水路	同上	別記1の33	同上	同上	同上	同上	同上
34	夙川	同上	別記1の34	同上	同上	同上	同上	同上
35	芦屋川	同上	別記1の35	同上	同上	同上	同上	同上
36	新湊川	同上	別記1の36	同上	同上	同上	同上	同上
37	塩屋谷川	同上	別記1の37	同上	同上	同上	同上	同上
38	西汐入川	同上	別記1の38	同上	同上	同上	同上	同上
39	大津川	同上	別記1の39	同上	同上	同上	同上	同上
40	塩屋川	同上	別記1の40	同上	同上	同上	同上	同上
41	鳴瀬川	同上	別記1の41	同上	同上	同上	同上	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年1月5日から同年3月19日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年2月1日（同年2月2日以降の許可は許可の日）から令和9年1月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付けることがある。

区域番号	条件
1から28及び30から41までの区域	別記3の1から9まで
29の区域	別記3の1から10まで

(3) 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者が申請可能な区域

洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者は、区域番号の1から26及び30から41までの区域から2区域を選択して申請することができる。

別記1 操業区域

(注) 緯度経度は秒の単位を端数処理により小数第1位までとしているため参考値

1 阪神高速5号湾岸線橋梁下流端から阪神電気鉄道阪神本線橋梁下流端までの区域

2 次の点A、B、C及びDを結んだ線から上流の区域

- A 鳴尾川左岸波除堤基部 (北緯34度42分19. 1秒 東経135度21分49. 7秒)
 B 鳴尾川左岸波除堤北西端 (北緯34度42分19. 5秒 東経135度21分48. 6秒)
 C 鳴尾川右岸波除堤突端北東角 (北緯34度42分21. 2秒 東経135度21分48. 3秒)
 D 鳴尾川右岸波除堤基部 (北緯34度42分22. 5秒 東経135度21分47. 4秒)
- 3 削除
- 4 垂水漁港臨港道路福田川橋梁下流端から上流の区域
- 5 削除
- 6 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 明石川左岸護岸下流端 (明石市大観町南西角 北緯34度38分35. 5秒、東経134度58分42. 6秒)
 B 明石川右岸護岸下流端 (明石市船上町南東角 北緯34度38分35. 6秒、東経134度58分35. 6秒)
- 7 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 谷八木川左岸護岸下流端 (北緯34度39分48. 6秒、東経134度56分34. 3秒)
 B 谷八木川右岸護岸下流端 (北緯34度39分49. 5秒、東経134度56分32. 4秒)
- 8 削除
- 9 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 瀬戸川左岸護岸下流端 (北緯34度41分19. 9秒、東経134度53分44. 2秒)
 B 瀬戸川右岸護岸下流端 (石積法面下端 北緯34度41分20. 7秒、東経134度53分40. 3秒)
- 10 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 喜瀬川左岸護岸下流端 (浜田埋立地南西角 北緯34度42分39. 6秒、東経134度51分33. 7秒)
 B 阿門漁港埋立地南東角 (北緯34度42分41. 2秒、東経134度51分31. 4秒)
- 11 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域。ただし、水田川の区域（水田川排水機場水門下流端から上流の区域）を除く。
 A 別府川河口左岸波除堤基部 (北緯34度42分55. 6秒、東経134度50分49. 9秒)
 B 別府川河口左岸波除堤突端北西角 (北緯34度42分56. 3秒、東経134度50分47. 5秒)
 C 別府川河口右岸東播磨港別府港埋立地南東角 (北緯34度42分55. 5秒、東経134度50分43. 4秒)
- 12 削除
- 13 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 東播磨港尾上地区西物揚場南西角（泊川左岸導流堤）突端 (北緯34度43分56. 7秒、東経134度48分43. 4秒)
 B 東播磨港別府西港区西防波堤北東角 (北緯34度43分53. 6秒、東経134度48分40. 8秒)
- 14 次の点A及びBを結んだ線から山陽電気鉄道加古川橋梁下流端までの区域
 A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部(北緯34度44分4. 3秒、東経134度48分15. 5秒)
 B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点(北緯34度44分5. 9秒、東経134度48分40. 2秒)
- 15 次の点A及びBを結んだ線から国道250号（明姫幹線）上流潮止堰堤（古新堰堤）までの区域
 A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部(北緯34度44分4. 3秒、東経134度48分15. 5秒)
 B 泊川最下流の橋梁の中心点を通る同橋梁に平行にひいた線と加古川左岸との交点(北緯34度44分5. 9秒、東経134度48分40. 2秒)
- 16 次の点A、B及びCを結んだ線から高砂樋門までの区域
 A 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤基部 (北緯34度43分56. 4秒、東経134度48分5. 2秒)
 B 堀川河口右岸防波堤突端北東角 (北緯34度43分57. 3秒、東経134度48分1. 6秒)
 C 堀川河口右岸防波堤基部 (北緯34度43分58. 6秒、東経134度48分0. 9秒)
- 17 東播磨港高砂西港公共岸壁の延長線から上流の区域
- 18 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
 A 東播磨港荒井地区東防波堤基部(北緯34度45分1. 1秒、東経134度46分8. 1秒)
 B 東播磨港荒井地区東防波堤突端北西角(北緯34度45分1. 1秒、東経134度46分3. 9秒)
 C 電源開発株式会社高砂火力発電所専用岸壁南東角(北緯34度45分3. 0秒、東経134度45分55. 2秒)
- 19 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 高砂市曾根町埋立地南東角(北緯34度45分38. 2秒、東経134度45分58. 3秒)
 B 東播磨港（曾根）公共物揚場北端 (北緯34度45分35. 4秒、東経134度45分57. 7秒)

- 20 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 高砂市曾根町埋立地南西角（北緯34度45分42. 9秒、東経134度45分42. 4秒）
 B 東播磨港伊保地区（曾根）西防波堤基部（北緯34度45分44. 0秒、東経134度45分39. 3秒）
- 21 次の点A、Bを結んだ線から永世橋下流端までの区域
 A 姫路市飾磨区中島字川尻新田護岸南東角（北緯34度46分52. 7秒、東経134度40分40. 0秒）
 B Aから83度25分の線と対岸との交点（北緯34度46分54. 3秒、東経134度40分56. 8秒）
- 22 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 姫路港入船地区埋立地南東角（北緯34度46分46. 8秒、東経134度39分0. 9秒）
 B Aから正東（90度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46. 8秒、東経134度39分14. 1秒）
- 23 次の点A及びBを結んだ線から西日本旅客鉄道姫新線橋梁下流端までの区域
 A 姫路港入船地区埋立地南西角（北緯34度46分46. 8秒、東経134度38分55. 8秒）
 B Aから正西（270度）の線と対岸との交点（北緯34度46分46. 8秒、東経134度38分45. 9秒）
- 24 次の点A及びBを結んだ線から点C及びDを結んだ線までの区域
 A 姫路市網干区興浜地先揖保川左岸コンクリート堤防北端（北緯34度46分28. 8秒、東経134度34分56. 3秒）
 B Aから293度の線と対岸との交点（北緯34度46分30. 7秒、東経134度34分50. 9秒）
 C 網干川右岸の揖保川合流点（網干水門北西角）（北緯34度46分53. 6秒、東経134度35分9. 8秒）
 D Cから257度の線と対岸との交点（北緯34度46分52. 1秒、東経134度35分1. 7秒）
- 25 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 富島川右岸河口突堤基部（北緯34度46分12. 8秒、東経134度33分28. 4秒）
 B Aから130度の線と対岸との交点（北緯34度46分8. 9秒、東経134度33分34. 0秒）
- 26 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
 A 千鳥防波堤基部北西角（北緯34度43分53. 1秒、東経134度22分32. 0秒）
 B 松鼻防波堤突端北東角（北緯34度43分58. 0秒、東経134度22分25. 8秒）
 C 松鼻防波堤基部北角（北緯34度43分58. 8秒、東経134度22分25. 1秒）
- 27 洲本市内の河川
- 28 淡路市内の河川
- 29 南あわじ市内の河川。ただし、三原川右岸御原橋下流端から80メートル下流までの区域を除く
- 30 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 妻鹿漁港導流堤（中村川左岸導流堤）南西角（北緯34度46分25. 3秒、東経134度42分19. 8秒）
 B Aから293度25分の線と妻鹿漁港東(II)防波堤（中村右左岸導流堤）との交点（北緯34度46分25. 7秒、東経134度42分18. 6秒）
- 31 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 姫路市大津区勘兵衛町5丁目南東角（北緯34度46分41. 0秒、東経134度36分46. 2秒）
 B Aから正南（180度）の線と対岸との交点（北緯34度46分37. 1秒、東経134度36分46. 2秒）
- 32 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 芋谷川左岸護岸下流端（相生市大島町西端）（北緯34度48分21. 6秒、東経134度27分59. 3秒）
 B Aから正北（0度）の線と対岸との交点（北緯34度48分23. 7秒、東経134度27分59. 3秒）
- 33 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 赤穂市鷦和（三菱電機赤穂工場）埋立地南東角（北緯34度44分48. 0秒、東経134度21分29. 4秒）
 B Aから160度の線と対岸との交点（北緯34度44分44. 8秒、東経134度21分30. 8秒）
- 34 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 夕川左岸護岸下流端（北緯34度43分29. 1秒、東経135度19分44. 1秒）
 B 夕川右岸護岸下流端（石積法面下端）（北緯34度43分29. 6秒、東経135度19分42. 5秒）
- 35 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域
 A 芦屋川左岸河川敷（遊歩道）部下流端（北緯34度43分7. 3秒、東経135度18分18. 5秒）
 B 芦屋川右岸導流堤突端南東角（北緯34度43分7. 3秒、東経135度18分17. 0秒）
- 36 次の点A、B及びCを結んだ線から上流の区域
 A 新湊川左岸護岸下流端（神戸市長田区苅藻通7丁目南西角 北緯34度39分0. 5秒、東経135度9分18. 0秒）

B 新湊川河口右岸波除堤突端北東角（北緯34度39分0.9秒、東経135度9分16.8秒）

C 新湊川河口右岸波除堤基部（北緯34度39分1.0秒、東経135度9分16.1秒）

37 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 塩屋谷川左岸導流堤突端南西角（北緯34度37分55.1秒、東経135度4分57.3秒）

B Aから正西（270度）の線と対岸（塩屋漁港東護岸）との交点（北緯34度37分55.1秒、東経135度4分56.4秒）

38 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 西汐入川右岸護岸下流端（北緯34度46分43.0秒、東経134度36分31.5秒）

B Aから70度の線と対岸の交点（北緯34度46分43.6秒、東経134度36分33.5秒）

39 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 大津川右岸河川護岸突端（北緯34度45分30.4秒、東経134度21分30.1秒）

B Aから108度の線と対岸の交点（北緯34度45分29.8秒、東経134度21分32.3秒）

40 早稻田橋（赤穂市折方）下流端から上流の区域

41 次の点A及びBを結んだ線から上流の区域

A 鳴瀬川右岸下流端（北緯34度44分20.4秒、東経134度20分22.7秒）

B 鳴瀬川左岸下流端（北緯34度44分20.7秒、東経134度20分23.4秒）

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内にほんうなぎの養殖業を営む者、又はにほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 2 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内にほんうなぎの養殖業を営む者又は県内にほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 3 洲本市、淡路市、南あわじ市を除く県内に住所を有する者であって、県内にほんうなぎの養殖業を営む者又は県内にほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者のうち操業区域内の漁業権の行使権を有する者もしくは操業区域内の漁業権者の同意を得ている者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 4 洲本市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 5 淡路市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。
- 6 南あわじ市に住所を有する者であって、にほんうなぎの養殖業を営む者もしくはしらすうなぎの集荷業者と売買契約を締結している者。ただし、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了しない者を除く。

別記3 条件

- 1 たも網によるすくいとり以外の方法により採捕してはならない。
- 2 同時に使用するたも網は1本を超えてはならない。
- 3 火光として使用する照明器具は2個を超えて使用してはならない。
- 4 船舶を使用して採捕してはならない。
- 5 下記漁業従事者以外の者を従事させてはならない。

漁業従事者

- 6 操業するときは、採捕従事者証を携帯しなければならない。
- 7 漁獲量の上限5キログラムを超えて採捕してはならない。
- 8 県内にほんうなぎの養殖業を営む者又は県内にほんうなぎの養殖業を営む者と売買契約を締結している者にあっては、知事が、農林水産大臣から県内にほんうなぎの養殖業を営む者に配分された池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。
- 9 県内にほんうなぎの養殖業を営む者以外の者と売買契約を締結している者にあっては、知事が、全国のうなぎ養殖業の池入量が国の定めた池入量に達するおそれがあるとして採捕の停止を命じた場合は、当該命令に従わなければならない。

10 三原川本支流においては発電機を使用してはならない。

~~~~~

### 兵庫県告示第1125号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置                      |             |                   |              |       |    |               |
|-----|---------------------------|-------------|-------------------|--------------|-------|----|---------------|
|     | 漁業種類                      | 操業区域<br>(注) | 漁業時期              | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数  | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 明石浦 | 手縄第2種漁業<br>こぎ網漁業          | 別記1の1       | 周年                | 別記2          | 5トン未満 | 1隻 | 定めなし          |
|     | 手縄第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業        | 別記1の1       | 周年                |              |       |    |               |
|     | 手縄第2種漁業<br>いかなごばっち<br>網漁業 | 別記1の2       | 2月5日から<br>7月15日まで |              |       |    |               |
|     |                           | 別記1の3       | 3月1日から<br>7月15日まで |              |       |    |               |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

#### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

#### 3 備考

##### (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

##### (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

#### 別記1 操業区域

- 神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カントマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。

#### 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）

による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下  
別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 手縄第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手縄第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手縄第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手縄第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手縄第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 12 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、神戸市、明石市界と淡路市松帆崎を結ぶ線以東の大阪湾においては、操業してはならない。

~~~~~

兵庫県告示第1126号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
伊保 大塩町	手縄第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第23号及び 共第53号共同 漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日 まで	別記1	5トン未 満	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。

イ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

ウ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

~~~~~

## 兵庫県告示第1127号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

## (1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

| 地区 | 制限措置               |             |          |              |            |    |               |
|----|--------------------|-------------|----------|--------------|------------|----|---------------|
|    | 漁業種類               | 操業区域<br>(注) | 漁業<br>時期 | 推進機関の<br>馬力数 | 総 トン<br>数  | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 西淡 | いわし・いかな<br>ご船びき網漁業 | 別記1の1       | 周年       | 別記2          | 10トン<br>未満 | 2隻 | 定めなし          |

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## (2) 機船船びき網漁業

| 地区    | 制限措置               |             |          |              |           |    |               |
|-------|--------------------|-------------|----------|--------------|-----------|----|---------------|
|       | 漁業種類               | 操業区域<br>(注) | 漁業<br>時期 | 推進機関の<br>馬力数 | 総 トン<br>数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 淡路市東浦 | いわし・いかな<br>ご船びき網漁業 | 別記1の2       | 周年       | 別記2          | 5トン<br>未満 | 2隻 | 定めなし          |

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

## 別記1 操業区域

1 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

## 別記2 推進機関の馬力数

| 推進機関の馬力数        |                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下                                                                |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

## 別記3 条件

- 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |

~~~~~

兵庫県告示第1128号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置
瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
西淡	さより 船びき網漁業	別記1	5月20日から 11月30日まで	別記2	10トン 未満	2隻	別記3

（注）操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

3 備考

- 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

- 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、別記4に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

推進機関の馬力数	
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

~~~~~

## 兵庫県告示第1129号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第4号に掲げる小型まき漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置         |                                                  |                    |              |             |    |                   |
|-----|--------------|--------------------------------------------------|--------------------|--------------|-------------|----|-------------------|
|     | 漁業種類         | 操業区域<br>(注)                                      | 漁業時期               | 推進機関<br>の馬力数 | 総 ト ン<br>数  | 隻数 | 漁業を営<br>む者の資<br>格 |
| 東二見 | いわし巾着<br>網漁業 | 明石市大久保町から姫<br>路市木場までの海面。た<br>だし、共同漁業権の区域<br>を除く。 | 7月1日から<br>12月31日まで | 定めなし         | 5 ト ン<br>未満 | 2隻 | 定めなし              |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月13日から同年3月16日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「いわし・いかなご船びき網漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。

~~~~~

兵庫県告示第1130号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
五色町	建網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。

別記 操業区域

淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

## 兵庫県告示第1131号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区名 | 制限措置       |             |                    |              |      |    |               |
|-----|------------|-------------|--------------------|--------------|------|----|---------------|
|     | 漁業種類       | 操業区域<br>(注) | 漁業時期               | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 姫路市 | たこつぼ<br>漁業 | 別記          | 3月1日から<br>11月30日まで | 定めなし         | 定めなし | 1隻 | 定めなし          |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

## 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年12月31日までとする。

## 別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

兵庫県告示第1132号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域 (注)	魚種	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
兵庫	あなご・ばい・ かにかご漁業	別記	あなご	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	13隻	定めなし
			ばい	4月1日から 11月30日まで				
			かに	周年				

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「かにを目的とする場合は、網目3.8センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

## 兵庫県告示第1133号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区               | 制限措置   |      |                |          |      |     |                                       |
|------------------|--------|------|----------------|----------|------|-----|---------------------------------------|
|                  | 漁業種類   | 操業区域 | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格                             |
| 林崎               | いかかご漁業 | 別記の1 | 4月15日から7月10日まで | 定めなし     | 定めなし | 4隻  | 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者 |
| 江井島              | 同上     | 別記の2 | 同上             | 同上       | 同上   | 9隻  | 同上                                    |
| 二見町              | 同上     | 別記の3 | 同上             | 同上       | 同上   | 11隻 | 同上                                    |
|                  |        | 別記の4 | 5月10日から7月31日まで |          |      |     |                                       |
| 播磨町<br>東播磨<br>高砂 | 同上     | 別記の5 | 4月15日から7月10日まで | 同上       | 同上   | 17隻 | 同上                                    |
| 伊保               | 同上     | 別記の6 | 同上             | 同上       | 同上   | 16隻 | 定めなし                                  |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 次の線A、B、Cと明石市船上下水処理場排水口中央から谷八木川尻河口に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
  - A 明石市船上下水処理場排水口中央から真方位184度の線
  - B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線
  - C 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線
- 2 次の線A、B、Cと明石市谷八木川尻河口から明石市魚住町・二見町東二見界に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
  - A 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線
  - B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線
  - C 明石市魚住町・二見町東二見界から真方位196度の線
- 3 明石市二見町から姫路市大塩町までの海面
- 4 共第24号共同漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域
- 5 次の点ウ、エ、オ、カ及びイを順次結んだ線並びにキ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域
  - ア 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角から護岸に沿い東へ500メートルの点
  - イ 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角から護岸に沿い東へ305メートルの点
  - ウ 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町界

- エ ウから196度4,000メートルの点  
 オ アから204度2,430メートルの点  
 カ イから203度30分880メートルの点  
 キ 高砂市高砂町向島町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部  
 ク キから84度の線と対岸との交点
- 6 高砂市曾根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点、A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- A 姫路市大塩町天川川尻右岸導流堤（通称十三段波止）基部  
 B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角  
 ア Aから207度2,000メートルの点  
 イ Bから203度30分1,400メートルの点

~~~~~

兵庫県告示第1134号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路	かさご・めばるかご 漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	81隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

① 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

② 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。

イ かご数は50個以内でなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

#### 兵庫県告示第1135号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置    |             |                    |              |      |     |               |
|----|---------|-------------|--------------------|--------------|------|-----|---------------|
|    | 漁業種類    | 操業区域<br>(注) | 漁業時期               | 推進機関の<br>馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 姫路 | あなごせん漁業 | 別記          | 6月1日から<br>11月30日まで | 定めなし         | 定めなし | 58隻 | 定めなし          |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月13日から同年3月16日まで

## 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

## 別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

兵庫県告示第1136号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路	うなぎ筒漁業	別記	4月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	9隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 筒の数は150本以内でなければならない。

イ 筒の内径は3センチメートル以上でなければならない。

ウ もんどり（返し）の構造を持つ筒を用いてはならない。

エ 下りうなぎ（銀うなぎ）を漁獲した場合は放流しなければならない。

オ あなごを混獲した場合は放流しなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畠区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

~~~~~

## 兵庫県告示第1137号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

サントリープロダクツ株式会社高砂工場

兵庫県高砂市荒井町新浜2丁目2番1号

執行役員工場長 西 川 尚 希

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

多木化学株式会社本社工場

兵庫県高砂市荒井町新浜2丁目2番1号

## (3) 特定施設に関する事項

| 種類                                                                          | 10号ホー湯煮施設<br>(No. 1)         | 10号ホー湯煮施設<br>(No. 2、3) |       |       |       |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------|-------|-------|-------|
| 能力                                                                          | 672m <sup>3</sup> /日         | 132m <sup>3</sup> /日   |       |       |       |
| 工事着手予定年月日                                                                   | 許可後                          | 許可後                    |       |       |       |
| 工事完成予定年月日                                                                   | 着手後5箇月                       | 着手後5箇月                 |       |       |       |
| 使用開始予定年月日                                                                   | 完成後                          | 完成後                    |       |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                                         | 0時~24時 24時間                  | 0時~24時 24時間            |       |       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                                               | なし                           | 同左                     |       |       |       |
| 使用時に<br>おいて当<br>該特定施<br>設から排<br>出される<br>汚水等の<br>汚染状態<br>の通常の<br>値及び最<br>大の値 | 区分                           | 通常                     | 最大    | 通常    | 最大    |
|                                                                             | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            | 7~8                    | 7~8   | 7~8   | 7~8   |
|                                                                             | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 1,200                  | 1,500 | 1,200 | 1,500 |
|                                                                             | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)        | 1,200                  | 1,500 | 1,200 | 1,500 |
|                                                                             | 浮遊物質量<br>(単位 mg/L)           | 270                    | 360   | 270   | 360   |
|                                                                             | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)           | 12                     | 24    | 12    | 24    |
|                                                                             | 燐含有量<br>(単位 mg/L)            | 4                      | 8     | 4     | 8     |
|                                                                             | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 0.5未満                  | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L)                                  |                              | —                      | —     | —     | —     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)                            |                              | 128                    | 128   | 129.5 | 129.5 |

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

|                      |                      |         |         |
|----------------------|----------------------|---------|---------|
| 10号口 洗浄施設 (No. 1)    | 10号口 洗浄施設 (No. 2)    |         |         |
| 620m <sup>3</sup> ／日 | 648m <sup>3</sup> ／日 |         |         |
| 許可後                  | 許可後                  |         |         |
| 着手後 5箇月              | 着手後 5箇月              |         |         |
| 完成後                  | 完成後                  |         |         |
| 0時～24時 4時間           | 0時～24時 24時間          |         |         |
| 同 左                  | 同 左                  |         |         |
| 通常                   | 最大                   | 通常      | 最大      |
| 7～11                 | 11                   | 7～8     | 7～8     |
| 600                  | 900                  | 8       | 10      |
| 600                  | 900                  | 8       | 10      |
| 180                  | 270                  | 8       | 10      |
| 24                   | 48                   | 6       | 12      |
| 4                    | 8                    | 0.025未満 | 0.025未満 |
| 0.5未満                | 0.5未満                | 0.5未満   | 0.5未満   |
| 24                   | 48                   | —       | —       |
| 229                  | 229                  | 217     | 217     |

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年12月19日から令和8年1月9日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

~~~~~

兵庫県告示第1138号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要是、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社カネカ高砂工業所
 高砂市高砂町宮前町1番8号
 高砂工業所長 落合 計夫
 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 株式会社カネカ高砂工業所
 高砂市高砂町宮前町1番8号
 (3) 特定施設に関する事項

種類	30号二ろ過施設 (No. 1、No. 2)	30号二ろ過施設 (No. 3)			
能 力	5m ³ ／時	0.1m ³ ／時			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2箇月	着手後2箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	完成後			
使 用 時 間 の 間 隔 及 び 1 日 当 タ リ の 使 用 時 間	0時～24時 12時間	0時～24時 16時間			
使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	同 左			
使 用 時 に お い て 当 該 特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 通 用 の 値 及 び 最 大 の 値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	2	1.8～4	5～6	4～7
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	—	—	—	—
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	2,435以下	2,435	495以下	495
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	70以下	70	69以下	69
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	1,700以下	1,700	294以下	294
	燐 含 有 量 (単 位 mg/L)	63以下	63	9以下	9
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単 位 mg/L)	12以下	12	6以下	6
	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー (単 位 mg/L)	—	—	—	—
使 用 時 に お い て 当 該 特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 量 (単 位 m ³ /日)		1.15	1.15	0.9	0.9

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行うため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

30号ニ ろ過施設 (No. 4)	33号イ 縮合反応施設	33号ハ 遠心分離機			
1m ³ ／時	20m ³	354m ³ ／日			
許可後	許可後	許可後			
着手後 2箇月	着手後 6箇月	着手後 6箇月			
完成後	完成後	完成後			
0時～24時 2時間	0時～24時 24時間	0時～24時 24時間			
なし	同 左	同 左			
通常	最大	通常	最大	通常	最大
5～6	4～7	6～7	5～7	5～6	3～6
—	—	—	—	—	—
1,565,000以下	1,565,000	25	30	295	350
30以下	30	550	690	52	75
2以下	2	1.5	2	2	2
1以下	1	0.5	1	0.1	0.1
1以下	1	—	5	—	—
—	—	—	—	0.37	0.37
0.23	0.23	14	17	45	53.3

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年12月19日から令和8年1月9日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

~~~~~

兵庫県告示第1139号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指

定する。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定する区域

加古郡播磨町新島41番1の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当

~~~~~

兵庫県告示第1140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和7年近畿地方整備局告示第106号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.4.81号尼崎宝塚線

2 施行者の名称

兵庫県

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

~~~~~

#### 兵庫県告示第1141号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 組合の名称

三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和3年11月から令和11年6月まで

3 施行地区

三田市駅前町434番2、435番、435番3、436番3、441番1、441番2、443番、443番1、445番、445番1、445番2、445番3、451番1、451番2、452番1、452番3、453番1、453番3、454番1、454番3、454番4、454番5、454番6、454番7、454番8、454番9、454番10、454番11、454番12、454番13、454番14、454番17、454番18、455番1、455番2、455番3、455番4、455番5、456番1、456番5、456番6、464番1、464番2、464番3、464番4、464番5、465番、466番、467番1、467番2、467番3、467番4、467番5、467番6、467番7、467番8、467番9、469番1、470番1、470番2、470番3、470番4、471番2、471番3、471番5、471番6、471番7、479番、480番、480番1、481番1、481番2、481番3、481番4、481番5、481番6、481番7、481番8、481番9、481番10、481番11、481番12、481番13、483番2、483番3、483番4、483番5、485番1、485番2、485番3、485番4、486番1、486番2、487番1、487番2、487番3、487番4、487番5、487番6、487番7、487番8、487番9、487番10、487番11、487番12、488番2、489番1、490番2、

490番3、490番4、490番5、490番6、491番1、491番2、491番3、491番4、491番5、491番6、491番7、491番8、491番9、491番10、491番11、491番12、492番1、492番2、492番3及び492番4

## 4 事務所の所在地

三田市駅前町10番11号

## 5 組合設立認可の年月日

令和3年11月15日

## 6 定款変更認可の年月日

令和7年12月5日

~~~~~

兵庫県告示第1142号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 被処分者

商号又は名称 株式会社鉄進工業

代表者氏名 田 中 鉄 也

事務所所在地 兵庫県姫路市上大野四丁目494番1

免許証番号 兵庫県知事(3)第451401号

免許年月日 令和6年5月13日

2 処分の内容

令和7年12月17日から同月23日までの7日間の業務停止及び指示処分

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

~~~~~

**兵庫県告示第1143号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者から次のとおり変更の届出があった。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 指定公金事務取扱者

名 称 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会

住所又は事務所の所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 変更事項

住所又は事務所の所在地 変更前 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

変更後 神戸市中央区栄町通3丁目6番10号

## 届出日

令和7年12月3日

## 変更日

令和7年12月22日

**公 告****所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請**

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、花屋敷山手町を良くする会から土地使用権等の取得についての裁定の申請（以下「本件申請」という。）があり、法第11条第1項の規定による確認の結果、本件申請に係る事業が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるので、同条第4項の規定により次のとおり公告するとともに、令和7年12月19日から令和8年2月19日までの間、関係書類を縦覧に供する。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

| 所在        | 地番  | 地目 |
|-----------|-----|----|
| 川西市花屋敷山手町 | 25番 | 宅地 |
| 同         | 26番 | 宅地 |
| 同         | 28番 | 宅地 |

## 2 異議等の申出等

- (1) 次のア又はイに掲げる者は、3の(2)の期間内に、それぞれに定める事項を申し出ること。なお、3の(2)の期間内に申出がないときは、法第13条第1項の裁定をすることがある。

ア 特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者であって、本件申請に係る裁定申請書、事業計画書又は補償金見積書に記載された事項（裁定申請書にあっては、法第10条第2項第1号及び第6号に掲げる事項を除く。）について異議のあるもの 当該異議の内容及びその理由

イ 特定所有者不明土地の所有者であって、補償金額見積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの（アに掲げる者を除く。） 当該特定所有者不明土地の所有者である旨

- (2) (1)の申出をしようとする者は、次により申し出ること。

ア 提出書類

次に掲げる事項を記載した申出書及び(1)のア又はイに掲げる者の権原を証する書面

(ア) 申出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

(ウ) (1)のアによる申出をしようとする場合においては異議の内容及びその理由、(1)のイによる申出をしようとする場合においては特定所有者不明土地の所有者である旨

イ 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部用地課用地補償班

電話 (078) 362-9253 内線79495

## 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する書類

裁定申請書及びその添付書類

- (2) 縦覧に供する期間

令和7年12月19日（金）から令和8年2月19日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 縦覧に供する場所

2の(2)のイに同じ。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アイティ

所在地 豊岡市大手町340番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社藤屋	京都府福知山市東野町一番地	後 藤 弘 和
外10者		

3 変更事項

大規模小売店舗における小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社さとう	京都府福知山市字上紺屋15番地	佐 藤 総二郎
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目 2番39号	白 井 俊 之
有限会社R&G	豊岡市大手町4番5号	藤 井 静 司
外15者		

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
楽天トータルソリュー	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	染 川 芳 宏
ションズ株式会社		
株式会社さとう	京都府福知山市東野町1番地	佐 藤 祥 一
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目 2番39号	似 島 昭 雄
外6者		

4 変更年月日

令和7年11月29日ほか

5 届出年月日

令和7年12月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和7年12月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年4月20日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン高砂

所在地 高砂市梅井五丁目57—14ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                               |                |         |
|-------------------------------|----------------|---------|
| 名称                            | 住所             | 代表者の氏名  |
| 三井住友トラスト・パナソニック<br>ファイナンス株式会社 | 東京都港区芝浦一丁目2番3号 | 濱 野 敬 一 |

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 変更前

|                 |                    |         |
|-----------------|--------------------|---------|
| 名称              | 住所                 | 代表者の氏名  |
| 株式会社フジ          | 広島市南区段原南1-3-52     | 尾 崎 英 雄 |
| ウエルシア薬局株式会社     | 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 | 田 中 純 一 |
| Guide-Maker株式会社 | 加東市上田305番地の1       | 兼 光 佑 育 |

外3者

## (2) 変更後

|          |                      |         |
|----------|----------------------|---------|
| 名称       | 住所                   | 代表者の氏名  |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢 野 靖 二 |
| 有限会社三喜屋  | 高砂市神爪五丁目6番17号        | 中 村 公 彦 |

## 4 変更年月日

令和7年10月31日ほか

## 5 届出年月日

令和7年12月5日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和7年12月19日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和8年4月20日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年12月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町古宮三丁目221番1、237番1、238番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社 代表取締役 横 野 修 三

3 許可年月日及び許可番号

令和7年4月24日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-2号(7播磨)

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

令和8年度医薬品（本庁品目）

(2) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

(3) 納入場所

以下の兵庫県立病院すべてに納品すること。

病院名	所在地
県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77
県立西宮病院（令和8年4月1日（水）から同年6月30日（火））	西宮市六湛寺町13-9
県立西宮総合医療センター（仮称）（令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水））	西宮市津門大塚町11
県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203
県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3-264
県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7
丹波市ミルネ診療所	丹波市氷上町石生2059-5
県立淡路医療センター	洲本市塩屋1-1-137
県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7
県立がんセンター	明石市北王子町13-70
県立粒子線医療センター	たつの市新宮町光都1-2-1
県立粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町1-6-8

(4) 納入に関する条件等

入札説明書に定める仕様書のとおり。

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) その他、入札説明書に示す参加資格のとおり。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線76058

E-mail:tsuyoshi_jinda@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

- (4) 入札書の交付

ア 入札書は、令和8年診療報酬改定に基づく薬価収載品が確定次第、配付する。

イ 入札参加資格確認通知書で通知した事業者あて、電子メールで配付する。

ウ 令和8年3月上旬の配付予定

- (5) 入札の辞退

ア 申込書提出後に入札の参加を辞退する場合は、別紙「入札辞退届」を提出すること。

イ 提出場所は、上記(1)のとおり。

ウ 掲出期限は、令和8年3月11日（水）午後4時とする。

- (6) 開札の日時及び場所

令和8年3月17日（火）午前10時 兵庫県庁1号館12階 病院局経営課

- (7) 入札書の提出期間

令和8年3月12日（木）から同月16日（月）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）に、上記(1)の場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年3月16日（月）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。その際、封書に「入札書」と標記の上、あて名及び前出1(1)に示した件名を記入すること。

なお、入札書を提出する際は、同じ内容の入札データを併せて提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月13日（金）正午までに納入しなければならない。または、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。または、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え

て契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務を履行できることを確認するための書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年4年1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書の作成方法について入札説明書に従うこと。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エまたはオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、令和8年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Sugimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Medicines

(3) Contract Period:

From April 1, 2026 to March 31, 2027

(4) Delivery place:

①	Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center	
②	Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital	from April 1, 2026 to June 30, 2026
③	Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center	from July 1, 2026 to March 31, 2027
④	Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center	
⑤	Hyogo Prefectural Harimahimeji General Medical Center	
⑥	Hyogo Prefectural Tanba Medical Center	
⑦	Tamba City Milne Clinic	
⑧	Hyogo Prefectural Awaji Medical Center	
⑨	Hyogo Mental Health Center	
⑩	Kobe Children's Hospital	
⑪	Hyogo Cancer Center	
⑫	Hyogo Ion Beam Medical Center	
⑬	Hyogo Ion Beam Medical Center Kobe Proton Center	

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 13, 2026

(6) Deadline for tender:

16:00 March 16, 2026 by direct delivery or mail

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567
 TEL (078)341-7711 extension 76058

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

令和8年度検査試薬・消耗品（本庁品目）

## (2) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

## (3) 納入場所

以下の兵庫県立病院すべてに納品すること。

| 名 称                                         | 住 所              |
|---------------------------------------------|------------------|
| 県立尼崎総合医療センター                                | 尼崎市東難波町2—17—77   |
| 県立西宮病院（令和8年4月1日（水）から同年6月30日（火））             | 西宮市六湛寺町13-9      |
| 県立西宮総合医療センター（仮称）（令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水）） | 西宮市津門大塚町11       |
| 県立加古川医療センター                                 | 加古川市神野町神野203     |
| 県立はりま姫路総合医療センター                             | 姫路市神屋町3—264      |
| 県立丹波医療センター                                  | 丹波市氷上町石生2002—7   |
| 県立淡路医療センター                                  | 洲本市塩屋1—1—137     |
| 県立ひょうごこころの医療センター                            | 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3 |
| 県立こども病院                                     | 神戸市中央区港島南町1—6—7  |
| 県立がんセンター                                    | 明石市北王子町13—70     |

## (4) 納入に関する条件等

入札説明書に定める仕様書のとおり

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

## 2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) その他、入札説明書に示す参加資格のとおり。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び開札の場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁1号館12階 兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線76058

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)と同じ。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年2月4日（水）午前10時 兵庫県庁1号館12階 病院局経営課

(5) 入札書の提出期間

令和8年1月29日（木）から同年2月3日（火）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）に、上記(1)の場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年2月3日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。その際、封書に「入札書」と標記の上、あて名及び前出1(1)に示した件名を記入すること。

なお、入札書を提出する際は、同じ内容の入札データを併せて提出すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年2月2日（月）正午までに納入しなければならない。または、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。または、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務を履行できることを確認するための書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年4年1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書の作成方法について入札説明書に従うこと。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エまたはオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、令和8年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Sugimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Testing Reagents and Consumable

(3) Contract Period:

From April 1, 2026 to March 31, 2027

(4) Delivery place:

|   |                                                       |                                     |
|---|-------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ① | Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center    |                                     |
| ② | Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital                | from April 1, 2026 to June 30, 2026 |
| ③ | Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center  | from July 1, 2026 to March 31, 2027 |
| ④ | Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center             |                                     |
| ⑤ | Hyogo Prefectural Harimahimeji General Medical Center |                                     |
| ⑥ | Hyogo Prefectural Tanba Medical Center                |                                     |
| ⑦ | Hyogo Prefectural Awaji Medical Center                |                                     |
| ⑧ | Hyogo Mental Health Center                            |                                     |
| ⑨ | Kobe Children's Hospital                              |                                     |
| ⑩ | Hyogo Cancer Center                                   |                                     |

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 13, 2026

(6) Deadline for tender:

16:00 February 3, 2026 by direct delivery or mail

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 76058